

「島根かみあり国スポ・全スポ」競技・選手等の紹介用ウェブサイト制作 及び運営管理業務企画提案競技仕様書

「島根かみあり国スポ・全スポ」競技・選手等の紹介用ウェブサイト制作及び運営管理業務企画競技仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会（以下「委託者」という。）が発注する委託業務に関する企画提案競技説明資料である。

「島根かみあり国スポ・全スポ」競技・選手等の紹介用ウェブサイト制作及び運営管理業務（以下、「本委託業務」という。）は、企画提案競技による委託者選定方式を採用することから、本仕様書において示した要件を達成するための解決方法や実現手法等について、自由に提案することができる。また、本仕様書に記載された要件は、原則としてすべて実現するべきものであるが、実現できない項目がある場合には代替案を示すこと、代替案を示さない場合には、仕様を満たさないものとして取り扱うものとする。

1 委託業務名

「島根かみあり国スポ・全スポ」競技・選手等の紹介用ウェブサイト制作及び運営管理業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

なお、県の想定スケジュールは以下のとおりであるが、受託者はこれを実現するための構築スケジュールについて提案書に明示すること。

令和5年12月25日（月） ウェブサイト稼働

令和5年12月25日（月） 運営管理業務の開始

令和6年1月1日（日） 新聞広告にウェブサイトの二次元コードを掲出予定

令和6年3月31日（日） 運営管理業務の終了

3 事業目的

2030年に島根県で開催予定の、「島根かみあり国スポ・全スポ（第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会）」（以下、「大会」という。）の開催に向けた機運を醸成するとともに、県民がスポーツに興味・関心を抱き、スポーツを「する」「みる」「ささえる」様々な立場で関わりを持つように促すことを目的とする。

そのために、競技及び競技に関わる人（選手、監督等）の紹介や、現在競技力の向上と普及のために行う事業状況を報告するコンテンツを配信するためのウェブサイト制作する。

4 業務内容

以下の条件により企画し、実施するので、有効な対応案を具体的に提案すること。

【ウェブサイト制作】

(1) 「島根かみあり国スポ・全スポ」 競技・選手等の紹介用ウェブサイト制作

① ウェブサイトへは、主に下記の項目について掲載する。

ア 競技の紹介

イ 選手・監督等スポーツに関わる人物へのインタビュー記事

ウ 事業（アスリート・ジョブサポートしまね）の紹介

エ ウの事業を実施する事業者及び被雇用者へのインタビュー記事

※詳細は、別紙「サイト構成図（案）」を参照

② ウェブサイトのアクセシビリティ、ユーザビリティを最優先事項とする。障害者スポーツ大会に関する内容も発信していくため、障がいを持つ方の利用を想定し、デザイン・コーディングに配慮すること。

③ グローバルナビゲーションやサイト内検索機能等を設定し、利用者が利用しやすいサイトにする。

④ ウェブサイトは今後もメニューの追加等が見込まれるため、拡張性を意識した作りとすること。将来的に、国スポ・全スポ専用ウェブサイトとして、メニューを追加する予定。（想定される項目等は、先催県のHPを参照。）

⑤ ウェブサイトは、CMSを基に構築を行うことで、委託者によるテキスト箇所の編集を可能とすること。トップページなどデザインの関係で編集対象とすることが厳しいと想定されるページについては除外対象とし、その理由を説明すること。ただし、「お知らせ詳細ページ」については、編集に加え、新規投稿を可能とすること。

⑥ 企画提案に当たり、ウェブサイトのデザイン、選手等紹介記事の表示イメージを提案すること。

⑦ ウェブサイトで使用するインタビュー記事・画像・デザイン等、必要な素材は受託者が用意すること。素材の用意にあたっては、著作権等の権利に配慮すること。ただし、大会ロゴデザイン、マスコットキャラクターのデザインデータ及び選手等の取材対象者については委託者より提供する。

⑧ 本業務により新規に生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、委託者に帰属するものとする。

(2) 選手・監督等へのインタビュー

- ① 委託者が候補としてリスト化した中から、受託者にて取材の日程を調整し、インタビューを行う。
- ② インタビュー対象者は県内在住者を対象とする。
- ③ インタビュー件数は、5件以上とし、令和5年12月25日（月）の稼働時点で最低3件のインタビュー記事を公開し、残りのインタビュー記事は、令和6年3月11日（月）までに公開する。
- ④ インタビュー後、記事を作成し委託者及びインタビュー対象者の承認を得た上で、ウェブサイトへ公開する。

(3) 事業実施事業者及び被雇用者へのインタビュー

- ① ウェブサイトへ掲載する記事の作成にあたり、インタビュー先と日程調整の上、インタビューを行う。
- ② インタビュー件数は、2件（事業者・被雇用者のインタビューを1件とする）とし、令和6年3月11日（月）までに公開する。
- ③ インタビュー後、記事を作成し委託者及びインタビュー対象者の承認を得た上で、ウェブサイトへ公開する。

【運営管理】

(1) サーバ機器等の管理

- ① サーバは受託者が用意する機器・場所で行うこと。

サーバネットワーク機器、OS及びミドルウェア等は信頼性が高く、かつ実績のある機器で構成することとし、サーバには、OS及びミドルウェア等必要不可欠なものを除き、公開コンテンツ以外の不要なコンテンツを保持しないこと。

また、機器の設置場所については、原則、データセンターファシリティスタンダード（日本データセンター協会）ティア3、4等に相当する設備を有するデータセンターへ設置すること。
- ② クラウドサービス提供者が ISMAP、ISO/IEC27017、ISO/IEC27001 等のクラウドサービスに関わる規格の認定を受けていることが望ましい。あるいは、同等の対策を実施していること。
- ③ 複数の利用者と共有するサービスを使用する場合、他利用者による影響を受けないように設定されていること。（他サイトの情報漏洩が、当サイトの情報漏洩につながらないこと）
- ④ 公開用サーバとは別に更新・保守に必要なテストサーバを用意すること。
- ⑤ 独自のドメインを取得すること。

外部ドメインの利用を終了する場合は、不正使用防止のため、使用終了後一定の期間、当該ドメインの使用権を維持し、第三者が取得できない状態にしなければ

ばならない。

外部ドメイン名の使用を終了する場合、第三者が当該ドメイン名使用权を取得し不正使用することを防止するため、使用終了後も当該ドメイン名使用权を維持しなければならない。

なお、使用权を維持する期間は、当該ドメイン名を公表してから使用を終了するまでの期間以上とし、その期間が1年に満たない場合は1年以上とする。

- ⑥ アクセス解析が可能なソフト等（Google Analytics 等）を導入し、アクセス数の解析や分析を行うことができること。
- ⑦ ウェブサイトの主要な検索エンジンで上位に表示させるための対策及び工夫を講じること。
- ⑧ 操作マニュアルを作成すること。マニュアルには出来るだけ専門用語を使用せず、わかりやすい表現にすること。やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈等をつけること。
- ⑨ システムで使用しているハードウェア機器・製品に関して、システムに重大な影響を与える脆弱性又は不良（リコールを含む）が見つかり、かつ、その対応が緊急を要する場合は、速やかに交換・改修等の対応をすること。
- ⑩ システムで使用しているハードウェア機器・製品に関して故障や動作不良が発生し、機器の一部または全部が動作しない場合は、速やかに修復等の対応を行うこと。
- ⑪ 本システムで使用する OS、ミドルウェア等のソフトウェアのバージョンアップに係る対応について提案すること。
- ⑫ システムで使用している機器及びソフトウェア製品に関して、システム及びネットワーク等に重大な影響を与える脆弱性が見つかり、かつ、その対応が緊急を要する場合は、協議の上、必要な緊急更新ファイルの適用作業を速やかに実施すること。
- ⑬ 本サイトの運用終了時は、県が示す「ディスク等処分の基本方針」に準じること。また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版）」の p. iv-58（7）③に示す暗号鍵の削除等の方法により、確実にデータを削除すること。

（2）軽微なサイト修正

- ① 軽微な内容（画像の差し替え、テキストの修正等）については、委託者の指示のもと修正を行うこと。
- ② 修正可否については、委託者、受託者間で協議し、決定すること。

（3）アクセス数の解析・分析

- ① Google Analytics 等を利用し、アクセス数の解析や分析を実施し、定期的に委

託者に報告すること。

- ② アクセス数の分析結果により、必要に応じて改善提案をすること。

5 納品する成果品

(1) 成果品について

本委託業務において制作する成果品については、その媒体にかかわらず事前に委託者による内容確認を受けること。

(2) 委託業務完了報告書

業務完了の日から起算して10日までに、委託業務完了報告書（様式任意）を提出して完了検査を受けること。

(3) 納品する成果品

- ① ウェブサイトのコンテンツ、設計書、操作マニュアル等の成果物は、電子媒体（CD又はDVD）にて正・副1枚納品すること。提出する電子媒体については、ウイルス等のチェックを実施しておくこと。
- ② 納品後に成果品の瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、必要な処理を受託者の負担にて行うものとする。

6 留意事項

(1) ウェブサイトは、パソコン及びスマートフォン等で一般的に普及しているブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Android 標準ブラウザ 等）において、支障なく利用できること。また、スマートフォン等の端末に応じた表示対応をすること。

(2) ウェブサイトを安定的に運営するため、障害検知等の機能を設けると共に、次の要件を満たすこと。

- ① 障害時やメンテナンス時を除き、24時間の連続稼働を前提とすること。
- ② 障害検知後、速やかに対応を開始するとともに、運用担当者（委託者）へ障害発生連絡を行うこと。
- ③ 本システムがダウンした場合の復旧について提案すること。
- ④ バックアップ、リカバリについての考え方を提案すること。
- ⑤ 将来的な利用増や急激なアクセス増加に対する機器増設、負荷分散等、今後のシステム拡張や機能変更及び他システムとの連携が安易に行える拡張性を有していること。

7 情報セキュリティ対策

以下の事項に留意し、情報セキュリティ対策について提案すること。

(1) 基本方針

- ① 個人情報保護法、島根県情報セキュリティポリシー及び島根県外部サービス利用規程に基づくセキュリティ対策を行うこと。
- ② サイトの制作にあたっては、「島根県ホームページ作成ガイドライン」に準じること。また、情報処理推進機構の「安全なウェブサイトの作り方」に即した脆弱性対策を施すこと。
- ③ 情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ④ 既知のセキュリティホールやバグ等について、対策を講じること。
- ⑤ セキュリティ上の脅威が検知された場合に、運用担当者に通知できるようにすること。

(2) ウイルス対策ソフトの導入や適切な不正プログラム対策を講じ、ウイルスからの防御、情報漏えい、不正侵入・データ改ざんの防止等のセキュリティ対策を十分に施すこと。

(3) インターネット側からの不正アクセス、ネットワークの侵入等の対策を講じること。万一、コンテンツ書き換え等の不正アクセスが発覚した場合には、直ちに担当者に状況報告を行い、速やかに対策処置及び回復処置を行うこと。

8 ユーザ認証機能

下記に記載する実現すべきユーザ認証機能を実施すること。

(1) ID・パスワード認証機能

ID・パスワードにより利用者の認証が可能であること。同一IDによるシステムへの同時ログインが制限できること。

(2) アクセス制御機能

ログインユーザの権限設定により使える機能やアクセスできる情報の制限が行えること。

さらに、アクセスログ（日時、アクセス先、アクセス者名、操作状況等）を採取し、セキュリティインシデントが発生した場合に追跡調査が可能な対策を講じること。

(3) 自動ログアウト機能

離席時のセキュリティ確保の為、一定時間以上アクセスがない場合に自動的にロ

グアウトできる機能を有すること。

(4) パスワード変更機能

ユーザ各人がパスワードの変更を随時及び定期的に行うことができること。パスワード変更時は、パスワード設定制限（文字長、使用文字制限等）に基づいて、安易なパスワード設定が防止できること。

9 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真等）は、委託者及び島根県が作成・運営するウェブサイト及び各種媒体等での二次使用を可能とすること。

10 業務管理（プロジェクト管理）

別途開示する「島根県情報通信システム開発プロセス管理標準」「島根県情報通信システム運用管理標準」を踏まえ、特に下記の項目に留意の上、本委託業務を実施すること。

- (1) 本業務を適正かつ円滑に遂行するため、受託者は、業務責任者を明らかにするとともに、業務の遂行に支障がないよう委託者と常に密接な連絡や協議を行うものとする。

また、打ち合わせ等の協議に際しては、受託者は業務責任者を必ず同席させ、円滑な業務遂行に努めるものとし、協議の内容について記録を残し、委託者へ速やかに提出すること。

- (2) 事業の実施に先立ち、受託者は実施体制、行程計画等次に示す項目について業務計画書を作成し、委託者と協議のうえ、契約締結後速やかに提出し、承諾を得ること。

なお、遅延時等においては理由等を明確にし、報告すること。また、業務内容等の変更があった場合についても、変更理由や影響範囲等を明確にし、文書により報告するとともに、業務計画書や関連する文書に変更を反映してバージョンを管理し、県の承認を受けること。

（業務計画書の記載項目）

- ① 業務概要
- ② 実施体制
- ③ 行程計画及び作業項目（打ち合わせ等協議の計画時期含む）
- ④ 連絡体制（緊急時を含む）
- ⑤ その他

(3) IS09000等の品質管理方針に基づき、品質管理計画を立案し、品質を保証すること。また、作業結果等に対する品質管理を実施すること。

なお、ドキュメントやソースプログラム等の成果物の品質を保つために、開発や保守を行うチームとは別に品質管理を専門に行うチームを編成することが望ましい。品質管理方針及び品質管理計画の概要を提案すること。

(4) 本委託業務に必要なスキルを保持した人員を配置し、体制図を作成すること。

なお、本委託業務を通じて、メンバーは極力変更しないこと。

主要なメンバー（プロジェクトマネージャー、各フェーズの責任者等）については、体制図に所属及び氏名を明記し、所持している資格（情報処理技術者試験の「プロジェクトマネージャー」、または、米国PMP（Project Management Professional））や業務経歴など本委託業務に必要なスキルを保持していることを示す資料を添付し提案すること。

構築が遅延した場合や運営時にトラブルが発生した場合、速やかに対応できる体制を確保すること。

(5) 本委託業務において生成・配布・保管等される情報については全て管理し、情報共有の仕組みを整備すること。また、定例報告会議を実施する等により、課題等の懸念事項・共有事項等の明確化を図ること。

なお、本委託業務において作成される書類や報告書は、県の依頼があった場合は、速やかに提示すること。

(6) リスク・課題等を適切に管理し、本委託業務のスケジュールやコストに影響を与えない対応策を提示すること。

(7) 外部の組織から調達（機器等物品の調達は除く。）を行う場合は、委託者の承認を得ること。

また、調達先については、財務状況の提示及び機密保持契約の締結等、委託者の指示に基づき必要な手続を実施すること。

(8) 受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。

1.1 その他

(1) 受託者は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(2) 本業務の実施にあたっては、契約書及び本業務仕様書によるほか、委託者の指示によらなければならない。本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ、受託者は委託者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

(3) 再委託の制限

- ① 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。
- ② 受託者は、受託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。ただし、契約の主要部分ではなく再委託することが合理的なものとして認められる再委託については、この限りでない。
- ③ 委託者は②の承認をするときは条件を付すことができる。
- ④ 受託者は②の承認を受けて第三者へ再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。